

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正（案）に関する御意見募集の募集結果について

平成26年12月26日  
消費者庁食品表示企画課

このことについて、平成26年8月15日から平成26年9月13日までの間、消費者庁ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、5件の御意見が寄せられました。

頂戴した御意見について下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

記

1 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間

平成26年8月15日から平成26年9月13日まで

(2) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

2 意見募集の結果

全件数 5件（このほか、今回の意見募集とは関係しない意見が15件）

3 提出された意見と消費者庁の考え方

別紙のとおり。

問合せ先

消費者庁食品表示企画課 船田、松尾、佐野

電話 03-3507-9223

FAX 03-3507-9292

(別紙)

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正(案)に関する御意見募集の結果

改正案に関する御意見	件数	回 答
遺伝子組換えの表示を変更する場合は、猶予期間にご配慮頂きたい。	1	今回の改正については、表示対象品種を新たに追加するものであることから、猶予期間を設ける必要はないと考えています。
その他の御意見	件数	回 答
人体に直接摂取される食品の安全性については、「疑わしきは許可せず」が原則である。遺伝子組み換え食品においては、目的とする成分を産生する遺伝子が制限酵素によって組み込まれ、機能する事の確認はしているが、ランダムに送り込まれる制限酵素が、既存の遺伝子を分断していないか、また元々がウィルス由来の制限酵素が飛び出て有害な変異を起こさないか、長期的な検討が欠けている。	3	遺伝子組換え食品は、食品衛生法に基づいて科学的に安全性が確認されたものが、製造・輸入・流通される仕組みとなっております。今回表示対象品目として「ステアリドン酸産生大豆」を追加することにより、小売店等で遺伝子組換えである旨の表示が義務化されることとなります。
私たちは輸入の多くの遺伝子組み換えされた、とうもろこし、大豆などから添加物に加工され、知らないうちに食べている状態です。私たちが食べているものが何から作られているのか、遺伝子組み換え操作されているものか、きちんと知り、選択したいです。そのためには厳密な表示をするべきだと思います。	2	今回の改正は、遺伝子組換え大豆の新たな品種を流通させることが可能になったことから、消費者の商品選択に資するために、この品種及びこれを使用して製造された加工食品に対して、遺伝子組換えに関する表示を義務付けるものです。
<b>御意見総数(のべ数)※</b>	6	

※同一人から複数の意見が出ているものもあるため、御意見総数としては6